

令和 8 年度 奈良県友好交流を担う次世代養成事業 (ベトナム・フエ市) 募集要項

1 事業の目的

国際交流に意欲と関心のある青年を、令和 7 年に友好協力の覚書を締結したベトナム・フエ市へ初めて派遣します。今回の派遣プログラムでは、現地で日本語を学ぶ学生との交流、歴史文化遺産の視察、現地の大学生宅での宿泊体験、現地行政機関や国際協力団体への訪問等を通して、海外との友好交流を担うべき、国際的視野を有した次世代の養成を図ります。

2 事業の概要

- (1) 主 催 奈良県
- (2) 派 遣 先 ベトナム社会主義共和国（フエ市、ハノイ市）
- (3) 期 間 令和 9 年 3 月 1 日（月）～ 3 月 7 日（日）（6 泊 7 日：機中泊含む）
 ※上記の派遣プログラムのほか、本事業の効果を高めるため、下記の日程で事前研修及び事後研修を実施します。
 - ・事前研修：令和 8 年 1 0 月 1 7 日（土）、1 2 月 5 日（土）、令和 9 年 1 月 2 3 日（土）
 - ・事後研修：令和 9 年 3 ～ 4 月の土日のうち、いずれか 1 日
- (4) 募集人数 5 名程度
- (5) 主な内容
 - ・フエ市内の大学で日本語を学ぶ学生との交流（奈良県や日本の学生生活等を紹介するプレゼンテーションや日本の文化体験交流、現地の大学生宅での宿泊体験など）
 - ・フエ市行政機関、日本国在外公館、国際協力団体等の訪問
- (6) 参加費用 1 0 万円程度（7－(2)に該当する費用 ①自己負担金 5 万円、②現地食事代（飲料代含む）、③海外旅行傷害保険料、④現地歴史文化遺産等の入館料）
 ※その他、7－(3)に該当する費用は参加者が必要に応じ負担して下さい。
 また、派遣プログラムについては、奈良県が業務委託事業者（以下、「事業者」という。）と契約のうえ、実施します。

3 選考の流れ

【主な日程】

申込受付	応募フォームによるエントリー	8 月 1 0 日（月） 1 7 時まで	詳細は「5.（1）応募フォームによるエントリー」をご確認ください。
	フォームへの入力及び必要書類の提出	8 月 1 9 日（水） 1 7 時まで	詳細は「5.（2）フォームへの入力及び必要書類の提出」をご確認ください。
一次選考	作文試験	8 月 2 6 日（水） 午前中	詳細は「6.（1）参加者の決定」をご確認ください。
二次選考	面接試験	1 0 月 4 日（日）	詳細は「6.（1）参加者の決定」をご確認ください。

※応募数が一定数を超えた場合には、書類審査等を行ったうえ、一次選考を行います。

4 応募資格

「令和8年度 奈良県友好交流を担う次世代養成事業（ベトナム・フエ市）」（以下、「本事業」という。）に応募可能な方は、以下の条件を全て満たす方とします。ただし、奈良県知事公室秘書課（旧・国際課）（以下、「秘書課」という。）が実施する海外派遣事業に参加したことのある方は、本事業に応募することができません。

- (1) 応募時点及び派遣時点で、奈良県内に在住又は奈良県内に通学している者（ただし、日本国籍を有しない人については、在留中の活動に制限のない在留資格を有する人に限る）
- (2) 平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
- (3) 国際交流や異文化理解に意欲と関心があり、帰国後に本事業の成果を活かして、奈良県の実施する国際交流事業に積極的に協力できる者
- (4) 心身が健康で協調性に富み、本事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者
- (5) ベトナムに対して関心がある者
- (6) 事前研修、派遣プログラム及び事後研修等の本事業の全日程に参加できる者（ただし、真にやむを得ない事情により一部日程を欠席する必要がある場合は、それを証明する書類の提出等をもって欠席を認めることがあります。）
- (7) 上記(6)にかかる課題等を遅滞なく提出できる者
- (8) ベトナムへの渡航手続きを必要な期日までに完了できる者

5 応募方法

本事業に応募しようとする方は、期日までに下記(1)のとおり応募フォームからエントリーを行ったうえ、下記(2)のとおり必要書類をメールにて提出してください。提出された書類は理由の如何に問わず返却しませんので、必要な場合は各自でバックアップを取ってください。

なお、本事業に応募された場合、当該年度に秘書課が実施する他の海外派遣事業に重複して応募することはできません。

(1) 応募フォームによるエントリー

本事業に応募しようとする方は、**令和8年8月10日（月）17時まで**に下記で示す応募フォームからエントリーを行ってください。

応募フォーム：<https://forms.office.com/r/2rWdRRqxyy>

※応募フォームから期日までにエントリーを行わなかった場合、本事業に応募したことにはなりませんので、必ず期日までにエントリーを行ってください。

※エントリー完了後、申込完了通知メール等は自動送信されません。後日、秘書課から申込完了の通知及び受付番号をフォームに入力いただいたメールアドレスにお送りします。エントリーを行ったにもかかわらず、3営業日以内に受付番号に関するメールが届かない場合は、必ず下記12に記載する担当者まで電話によりお問い合わせください。

※同一の応募者から複数のエントリーがあった場合は、最初に行われたエントリーを有効とします。

(2) フォームへの入力及び必要書類の提出

上記(1)によるエントリー完了後、受付番号に関して秘書課から届くメールに記載のURLより、（ア）フォームへの入力、及び、（イ）下記で示す書類をメールにて提出してください。（郵送や持参での受付は行いません。）

なお、提出書類をメールで送付する際は、題名またはメール本文のいずれかに必ず氏

名を記載してください。

① 提出書類

- a. 奈良県内に在住又は奈良県内に通学していることを証明する書類 1 通

（例：住民票、在学証明書、課税証明書、学生証等の写し）

- b. 在留資格がわかる書類 1 通（例：在留カードの写し）

※b については、日本国籍を有しない人のみ提出してください。

② （ア）フォームへの入力及び（イ）提出書類のメール送付の期日

令和8年8月19日（水）17時まで

※（ア）フォームへの入力及び（イ）必要書類のメール提出の両方が確認できましたら、確認メールをお送りします。（ア）及び（イ）の両方を行ったにもかかわらず、3営業日以内にメールが届かない場合は、必ず下記 12 に記載する担当者まで電話によりお問い合わせください。

6 参加者の決定及び取消し等について

(1) 参加者の決定

① 一次選考（作文試験）

応募フォームからのエントリー及び必要書類の提出が完了していることが確認できたものを対象に、作文試験を行います。ただし、応募数が一定数を超えた場合には、書類審査等を行ったうえ、一次選考を行います。

ア 実施日

令和8年8月26日（水）午前中のうち2時間程度（予定）

イ 会場

奈良県庁

ウ 内容

応募者には、当日提示するテーマに基づき、作文を作成していただきます。

※1 詳細は、8月20日15時を目処に一次選考対象者に別途案内します。メールが届かない場合は、下記 12 に記載する担当者まで電話によりお問い合わせ下さい。

※2 選考にかかる交通費は本人負担とします。

※3 選考結果については、**令和8年9月17日（木）15時頃**に秘書課ホームページにて発表します。個別に結果通知は行いませんので、必ず各自でホームページを確認してください。

② 二次選考（面接審査）

一次選考通過者（最大で15名を想定）には、以下のとおり二次選考を実施します。

ア 実施日

令和8年10月4日（日）（1人あたり30分程度）

イ 場所

奈良県庁

※1 詳細は、二次選考対象者に別途案内します。

※2 指定された二次選考の時間は、やむを得ない事情がある場合を除き、変更することはできません。

※3 選考にかかる交通費は本人負担とします。

※4 参加者の決定については、二次選考終了後、概ね1週間程度で秘書課ホームページにて発表します。一次選考と同様、個別に結果通知は行いませんので、必ず各自でホームページを確認してください。

(2) 参加資格の取消し

参加者に決定された後であっても、本事業への参加にふさわしくない事象が認められた場合又は提出された書類に事実とは異なる点があった場合には、参加資格を取り消す場合があります。

また、出発後に参加資格が取り消された場合は、直ちに帰国させるものとし、派遣プログラムに要した費用のほか、帰国に要する費用についても本人負担とします。

(3) 取消しにより発生した費用の負担

参加者に決定された後に本事業への参加を辞退した場合又は参加資格を取り消された場合、人道上やむを得ない場合を除き、その取消しにより発生した費用（例：航空券や宿泊ホテルの取消し手数料等）は本人の負担とします。なお、人道上やむを得ない場合であると判断する場合、それを証明する書類の提出を求める場合があります。

また、取消しにより発生した費用は、事業者より本人に請求されるものとし、その本人が事業者を支払うものとしします。

7 参加費用

(1) 次に掲げる経費は、奈良県の負担とします。ただし、その一部については、(2)①に定めるとおり、参加者から自己負担金として徴収します。

- ① 日本・ベトナム間の往復航空券代（燃油特別付加運賃、航空保険料、空港使用料、発券手数料等の諸費用含む）
- ② 現地宿泊費
- ③ 現地移動費

(2) 次に掲げる経費は、参加者本人の負担とし、①及び②、③については事業者が参加者本人へ請求し、事前又は事後に徴収します。また、④については現地にて参加者本人に支払っていただく予定です。

- ① 自己負担金 5万円
- ② 現地食事代（飲料代含む）
- ③ 海外旅行傷害保険料（海外旅行傷害保険への加入を必須とします。）
- ④ 現地歴史文化遺産等の入館料

(3) そのほか次に掲げる経費は、参加者本人の負担とし、参加者本人が必要に応じ直接支払うものとしします。

- ① 旅券発給手数料
- ② 自宅等～事前研修及び事後研修の集合・解散場所間の交通費
- ③ 自宅等～日本国内の出発・到着空港間の往復交通費
- ④ 疾病又は傷害の治療費用（その予防にかかる費用含む）
- ⑤ 電話料・郵便料等の通信費
- ⑥ 海外SIMやWi-Fiルータを購入、レンタルする場合の費用
- ⑦ 通貨の両替にかかる手数料
- ⑧ 現地での交流に必要な経費
- ⑨ その他の個人の用に必要な経費

8 事前研修について

ベトナム・フエ市への派遣プログラムをより効果的なものとするため、関連する内容を事前に学習する事前研修を実施します。

なお、研修においては、研修毎のレポート、訪問先の事前研究、訪問先で発表するプレゼンテーション資料を提出する必要があります。

- (1) 日 程 令和8年10月17日（土）、12月5日（土）、令和9年1月23日（土）
※全日程とも午前から夕方頃まで実施予定
- (2) 場 所 奈良県庁または同庁付近の公共施設、貸会議室
- (3) 内 容 ベトナム及び奈良県の概要、奈良県の国際交流施策、過去参加者からのアドバイス、現地でのプレゼンテーションや日本の文化体験交流の準備 等

9 派遣プログラムについて

派遣先では様々な活動を実施するため、参加者にはプログラムを通して主体的な取り組みが求められます。主なものは以下のとおりです。

- (1) 現地での交流内容（予定）
現地で日本語を学ぶ学生との交流において、事前研修で準備いただく奈良県や日本の学生生活等を紹介するプレゼンテーションや日本の文化体験交流のほか、現地の行政機関等への訪問や現地の大学生宅等での宿泊体験を実施します。
※現地との調整の結果、内容を一部変更する可能性があります。
- (2) 使用言語
現地では主に日本語を使用する予定です。なお、ベトナム滞在中は国際交流員1名及び現地添乗員（日本語⇄ベトナム語）1名が同行する予定です。
※宿泊体験時には、同行しません。
- (3) 訪問先での発言等
各訪問先においては、積極的に発言や質問をし、理解を深めることが求められます。
- (4) その他
団体でのプログラムを円滑に実施するため、ルールに従い、自主性を持った行動が求められます。

10 派遣プログラム終了後について

事前研修や派遣プログラムで得た成果を具体化させるため、派遣プログラム終了後に以下のとおり事後研修等を実施します。

- (1) 事後研修の実施
派遣プログラム終了後、事後研修を実施し、事前研修や派遣プログラムで得た知識や経験を活かし、奈良県の国際交流の推進のため、今後どのような活動に取り組んでいくかについて発表いただきます。
 - ① 日 程 令和9年3月～4月のいずれか1日
※土曜日または日曜日の午後に2～3時間程度、実施予定
※会場の空き状況や参加者の希望も勘案したうえ、日程を決定します
 - ② 場 所 奈良県庁または同庁付近の公共施設、大学施設
- (2) レポートの提出

参加者は派遣プログラム終了後、3週間以内にレポートを提出するものとします。

(3) 国際交流事業等への協力

参加者には本県が実施する国際交流事業等に協力いただくためのボランティア制度に登録いただきます。登録後は、必要に応じて奈良県が実施する国際交流事業等へ協力することとし、ボランティアとして可能な範囲でお手伝いいただきます。

【奈良県多文化共生ボランティア制度について】（R8年6月末時点 総登録者数135名）
奈良県多文化共生ボランティア登録者は、国際交流・多文化共生活動にかかる通訳、各国の文化・習慣の紹介や講座の実施、災害時におけるボランティアとして活動していただくほか、国際交流事業等へもご協力いただきます。

11 その他

- (1) 派遣先地域の治安状況や感染症の拡大、天災等やむを得ない事由により、本事業を中止又は延期する場合、もしくは実施内容の変更を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、その場合に新たに発生する費用（例：航空券や宿泊ホテルの取消し手数料等）がある場合は、奈良県が負担します。ただし、7.参加費用で参加者本人の負担としている費用のうち、既に参加者が負担した費用（例：旅券発給手数料、海外旅行傷害保険料等）がある場合、その費用の弁償はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 感染症の拡大により水際対策が強化され、入国時に有効なワクチン接種証明書もしくは出国前検査証明書の提示が必要となった場合、それらの取得にかかる費用については参加者本人の負担とします。
- (3) 本事業への応募者数が募集人数を著しく下回る場合は、本件募集を取り消し、本事業の実施を中止又は延期する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 奈良県及び事業者は、本事業の実施に必要な範囲内で参加者の個人情報や本事業を通して撮影した参加者の写真等を使用することがありますので、あらかじめご了承ください。（具体的な使用用途としては、本事業実施後に関係者へ配布する成果報告書への掲載や本事業をはじめとする奈良県事業の広報・PRのために、県ホームページやSNS等に使用いたします。）

12 問い合わせ先・書類提出先

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県知事公室秘書課 国際交流係

担当：田中、鍛

電話：0742-27-5821

ホームページ：<https://www.pref.nara.lg.jp/n001/p150020.html>

